

契 約 書

1	件 名	名古屋市立大学病院における物品管理・搬送業務委託 (詳細、別紙仕様書のとおり)
2	契 約 金 額 (委 託 料)	契約期間総額 ￥ ★ 内訳は別紙のとおり (消費税及び地方消費税額 ￥ ★を含む)
3	履 行 場 所	名古屋市立大学病院
4	履 行 期 間	令和 8 年 6 月 1 日 ～ 令和 12 年 3 月 31 日 (公立大学法人名古屋市立大学契約規程第 50 条に基づく長期継続契約)
5	契 約 保 証 金	免 除

上記委託業務について名古屋市立大学（以下「甲」という。）と請負人（以下「乙」という。）は甲乙間において次の条項により契約を締結する。

これを証するため本書 2 通を作成し、各自記名押印のうえ、それぞれ 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲

名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1 番地
公立大学法人 名古屋市立大学
理事長 郡 健二郎 印

乙 請負人 住所

印

(契約の目的)

第1条 乙は、甲が委託する名古屋市立大学病院における物品管理・搬送業務委託を誠実に実施し、甲は、その費用として契約金額に定める請負金額を支払う。

2 乙は、業務の遂行についてその従業員を指揮命令するとともに、事業主として、財政上及び労働基準法をはじめとする関係法令上のすべての責任義務を負う。

(当然履行義務)

第2条 乙は、この契約について契約書及び仕様書に明示されていない事項でも履行上当然必要な事項については、甲の指示に従い乙の負担で施行するものとする。

(委託業務の内容及び費用区分)

第3条 甲が乙に委託する業務の内容及び経費の負担区分は、別紙「仕様書」のとおりとする。

2 仕様書の費用負担に従い機材等は調達するが、甲の負担により調達した資機材について、受託者が使用する場合、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(昭和61年労働省告示第37号)に従い、必要に応じて有償契約を締結するものとする。

3 甲が必要と認めたときは、乙の了解を得て業務の内容もしくは契約期間を変更することができるものとする。

4 甲と乙とは、本契約に基づく業務の量及び質と委託量が適正なものとなるよう、双方参加の会議を定期的に開催し、乙の本件業務の実施状況を確認するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、甲の承認がなければ、この契約によって生ずる権利及び義務を他人に譲渡し若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することができない。

(検査及び引渡)

第5条 乙は、委託業務を毎月末で整理し、各業務の報告書を作成のうえ、遅滞なく、甲に対して業務完了届を提出しなければならない。

2 甲は、前項の届を受理したときは、甲の指定する検査員に検査を行わせなければならない。

3 前項の検査の結果、甲が合格と認めないときは、乙は甲の指定する期限内にこれを適合させるための措置を行わなければならない。

(延滞金)

第6条 乙が正当な理由なく本件業務の履行を遅延した時は、甲は遅延日数に応じ、契約金額に、本契約締結の日における支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率の割合を乗じて計算した額を延滞金として徴収する。

2 延滞金を徴収する場合においては、期限を指定してこれを請求し、なお納付しない場合においては法人の支払代金から延滞金相当額を控除することができる。

3 第1項の延滞金の算定の基礎となる日数には、第5条第3項の規定によって甲が最初に指定した日までの日数は算入しないものとする。

(危険負担)

第7条 契約にかかる業務履行について、甲に生じた損害は、甲の責に帰すべき事由によって生ぜしめた損害である場合を除き、乙が一切負担する。ただし、天災その他の損害によって生じた損害である場合は、その一部又は全部を甲の負担とすることができる。

(業務の委託料)

第8条 甲は、本業務の委託料の支払いについて、毎月の委託業務履行をもって支払うものとする。なお、支払いについては、別表のとおりとする。

2 契約代金の支払場所は公立大学法人名古屋市立大学とし、その支払方法は、乙の申し

出により甲の主要取引銀行と為替取引のある金融機関の乙の預金口座に口座振替をすることができる。

- 3 前項にかかる振込手数料は、甲の主要取引銀行と乙の指定する銀行が同じである場合は、甲の負担とする。異なる場合は乙の負担とする。

(業務遂行上の注意事項)

第9条 乙は、平成5年2月15日付指第14号厚生省健康政策局指導課長通知の関係規定及び別添の衛生基準を遵守し、適正に処理しなければならない。

- 2 乙は、甲が必要とする場合は、委託業務の実施状況その他の書類を提出しなければならない。

(従業員)

第10条 乙は、委託業務を適切に行うために必要な従業員を確保しなければならない。

- 2 乙は、乙の従業員が関係法令その他甲の定める規程等に違反することのないよう、十分に留意しなければならない。
- 3 乙は、止む無く従業員を変更しようとするときは、業務の質の低下を招かないよう配慮しなければならない。

(履行期限の延長)

第11条 乙は、天災その他やむを得ない事由によって履行期限内に契約の履行ができなくなったときは、履行期限の延長を申し出ることができる。

- 2 甲は、前項の規定による申し出があり、その事実を確認したときは、履行期限の延長を認めるものとする。

(契約内容の変更)

第12条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、物品の数量若しくは履行期限を変更し、又は履行の中止をさせることができる。

(協議による契約の解除)

第13条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約の全部又は一部の解除をすることができる。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がないのに契約を履行しないとき
 - (2) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき
 - (3) 契約の履行にあたり、正当な理由がないにもかかわらず相手方の業務の履行を妨げたとき
 - (4) 契約の相手方として必要な資格を欠いたとき
 - (5) この契約に定めた条件に違反したとき
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。
- (1) 契約の履行をすることができないことが明らかであるとき。
 - (2) 乙がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- 3 前 2 項の規定によって契約を解除した場合においては、乙の納付に係る契約保証金は甲が取得する。ただし、契約保証金が納付されていない場合は、乙が履行保証契約を締結している場合はその保険金を取得し、その他の場合は契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。
- 4 第 1 項の規定によるほか、甲及び乙双方の協議によりこの契約を解除することができるものとする。

(談合その他の不正行為に係る甲の解除権)

第 15 条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、前条第 1 項第 2 号に規定する不正の行為とみなし、契約を解除することができる。この場合において、同条第 1 項に規定する催告を要しないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 48 条第 4 項、同法第 53 条の 3 又は同法第 54 条の規定による審決(同法第 54 条第 3 項に規定する違反行為がなかった旨を明らかにする審決を除く。)を行い、当該審決が確定したとき(同法第 77 条第 1 項の規定によるこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 48 条の 2 第 1 項に規定する課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第 48 条の 2 第 6 項の規定により、確定した審決とみなされたとき又は同法第 49 条第 2 項に規定する当該課徴金の納付を命じる審決が確定したとき(同法第 77 条第 1 項の規定によるこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (3) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条第 1 項の規定による審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。以下同じ。)したとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が独占禁止法、刑法第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前条第 2 項の規定は、前項による解除の場合に適用する。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第 16 条 乙は、この契約に関して前条第 1 号各号のいずれかに該当するとき(前条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 5 号については、独占禁止法第 3 条、同法第 6 条、同法第 8 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は同法第 19 条に規定する違反行為に該当する場合に限る。)は、契約の解除にかかわらず、契約金額の 100 分の 20 に該当する額の賠償金に契約金額の支払いの日から当該賠償金の支払いの日までの日数に応じ契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算された額の利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第 1 項第 1 号及び第 3 号(同項第 2 号の審決に係るものを除く。)のうち、審決の対象となる行為並びに同項第 5 号のうち、独占禁止法の規定に該当する違法な行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法(一般指定)(昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項で規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。
- (2) 前条第 1 項第 4 号のうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき、又は同項第 3 号のうち、刑法第 198 条の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第 96 条の 6 の規定にも該当し、刑が確定したとき(同項第 3 号については、刑法第 96 条の 6 の規定に該当する違法な行為をしたことも明らかになったとき。)を除く。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、その超過分につき賠償を請求することができる。

(かし担保契約不適合責任)

第 17 条 乙は、成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対して、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。業務の履行完了後担保の責任を負わなければならない。1 年間その隠れたかしについて担保の責任を負わなければならない。

- 2 第 1 項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 3 契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から 1 年以内にその旨を乙に通知しなければ、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

4 甲は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、前項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

5 引き渡された成果物の契約不適合が甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその指示又は貸与品等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(相殺)

第 18 条 甲は、この契約において、乙から徴収すべき金額があるときは、その金額と乙に支払うべき契約代金又は返還すべき契約保証金と相殺する。

(疑義の決定)

第 19 条 この契約書及び仕様書について甲乙間で意見を異にするときは、甲乙協議をし解決するものとするが、合意が得られない場合、それが著しく不合理ではない限り甲の判断によるものとする。

- 2 この契約書及び仕様書に定めのない事項について疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第 20 条 この契約に関して紛争が生じた場合は、当事者間の協議により解決を図るものとし、万が一訴訟になった場合は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(特記事項)

第 21 条 この契約による事務の処理を行なうものは、別記「情報取扱注意項目」及び「障害者差別解消に関する特記仕様書」「総合評価落札方式による契約に関する特約条項」を遵守しなければならない。

別表 各年度の支払金額

	令和8年度分	令和9年度分	令和10年度分	令和11年度分
4月				
5月	円	円	円	円
6月	円	円	円	円
7月	円	円	円	円
8月	円	円	円	円
9月	円	円	円	円
10月	円	円	円	円
11月	円	円	円	円
12月	円	円	円	円
1月	円	円	円	円
2月	円	円	円	円
3月	円	円	円	円
4月	円	円	円	円
総支払金額	0 円	0 円	0 円	0 円

(注1) 支払日は、履行月の翌月月末とする。
(支払日が金融機関休業日の場合は、その直前の金融機関営業日とする。)

(注2) 金額は、消費税等を含んだ額。

情報取扱注意項目**(基本事項)**

第1 この契約による本学の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た本学の保有する情報（公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の本学の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、本学の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、本学の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 乙は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、本学の保有する情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 乙は、本学の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

2 乙は、前項に規定する場合を除き、本学の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度确实かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第9 本学の保有する情報並びに本学の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

2 乙は、本学の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。

(報告等)

第10 乙は、甲が本学の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が本学の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 乙は、本学の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び本学の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 本学の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条第 1 項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第 13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

- 2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。
- 4 乙は、前 3 項に規定する事項のほか、番号利用法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。ただし、当該業務が個人番号関係事務の場合は、「第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2 条第 13 項に規定する個人番号関係事務実施者」と読み替えるものとする。

(電子情報の消去に関する特則)

第 14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

- 2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第 1 条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(対応指針に沿った対応)

第 2 条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

総合評価落札方式による契約に関する特約条項

(総合評価落札方式に係る実施提案等の履行の報告)

第 1条 受注者は、この契約の入札時に行った実施提案等（以下「実施提案等」という。）の履行について、発注者が指定した様式により発注者に報告しなければならない。

(実施提案等が不履行となった場合の違約金)

第 2条 受注者の責めに帰すべき事由により実施提案等について全部又は一部が不履行となった場合、受注者は発注者の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、次の式により算出する。

違約金の額＝当初の委託代金額×（1－実施提案等に基づく評価点について実際に受注者が履行した内容に基づいて算出し直した点数／実施提案等に基づく評価点）